

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力  
の推進に関する基本的な方針

文部科学省・外務省

## まえがき

平成18年6月、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成18年法律第97号)(以下「推進法」という。)が施行された。それとあわせて、海外の文化遺産保護に関する国内における連携及び協力の推進を図るため、文部科学省、外務省その他関係省庁、教育研究機関(公私立の文化財に関する研究機関、国公私立大学)、独立行政法人及び民間助成団体等(独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構及び国際協力銀行等)により構成される「文化遺産国際協力コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)が発足し、関係機関が連携して海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力(以下「文化遺産国際協力」という。)を取り組む体制が整った。

この基本方針は、推進法第6条第1項の規定に基づき、今後おおむね5年間を見通し、文化遺産国際協力に関する施策の総合的な推進を図るため、コンソーシアムの発足にも留意しつつ、定めるものである。

また、本基本方針は、平成19年2月9日に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第二次基本方針)」を踏まえて策定されたものである。

本基本方針の第1においては、文化遺産国際協力の推進の基本的方向として、国等の役割を明らかにするとともに、特に重視すべき方向性と留意すべき事項について定めている。第2においては、第1の基本的方向を踏まえて講ずべき基本的施策について定めている。

なお、本基本方針は、国際的な諸情勢の変化や、施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うこととする。

## 第1 文化遺産国際協力の基本的方向

### 1. 文化遺産国際協力の推進の必要性

文化遺産は、人類共通の財産であり、国・地域を越えて、国際的な協力により、これを保護し、後の世代に確実に継承していく必要がある。特に、我が国は、豊かな歴史・文化を有する国として、これまで長年に亘って、史跡、名勝、建造物、絵画、彫刻、工芸品等の有形の文化遺産及び伝統芸能、工芸技術、風俗・慣習や民俗芸能等の無形の文化遺産の保護に関する知識、技術、経験等を蓄積してきた。これらを活用して、海外の文化遺産であって、武力紛争、自然災害、あるいは経済開発等に伴い、損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのあるものを保護するための協力を推進し、もって世界各地の文化遺産の保護に貢献することは、我が国重要な使命の一つである。

### 2. 文化遺産国際協力の推進に当たっての基本理念

#### (1) 世界各地の文化の発展への積極的貢献

文化遺産国際協力を行うに当たっては、異なる文化を理解し、文化の多様性を尊重する広やかな心の涵養にも役立つよう、また、それを通して国際社会における相互理解の増進が図られるように配慮しつつ、我が国がこれまで培ってきた技術や経験、深い識見を生かして積極的に取り組むことにより、世界各地の文化の発展に貢献する。

#### (2) 外国の政府及び関係機関等の自主性の尊重

文化遺産国際協力の推進に関する施策については、文化の多様性が損なわれることがないよう、世界各地の文化の特性に配慮しながら、文化遺産が存在する外国の政府、地域住民及び関係機関の自主的な努力を支援することを旨として行うこととする。

### 3. 文化遺産国際協力の実施

文化遺産国際協力は、有形又は無形の文化遺産を対象として、多様な手法で実施されている。我が国においては、海外における文化遺産保護制度の整備状況や実施環境に留意しながら、次のような協力を実施する。その際、緊急性や必要とされる専門性等に留意して、我が国が取るべき具体的な協力の方策を策定する。

- ① 文化遺産の保存修復
- ② 文化遺産の保護制度の構築（観光開発との調和に配慮）
- ③ 保護すべき文化遺産の確認調査・記録作成
- ④ 文化遺産の保存管理計画の策定・実施
- ⑤ 文化遺産保護に携わる人材の育成
- ⑥ 文化遺産保護の意識の普及・啓発

### 4. 文化遺産国際協力の推進における国等の役割

#### (1) 国の役割

国は、上述2. の基本理念にのっとり、外国政府又は国際機関等からの要請等を踏まえて、文化遺産国際協力の推進に関する施策を策定し、実施し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

#### (2) 教育研究機関の役割

- ① 文化遺産国際協力に係る教育研究機関は、文化遺産国際協力に必要な人材の育成及び研究並びにその成果の普及に自主的かつ積極的に努めていくことが望まれる。
- ② 教育研究機関は、文化遺産国際協力に携わる研究者や技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な待遇の確保並びに研究施設の整備充実を

図ることが望まれる。

- ③ 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター(以下「センター」という。)は、文化遺産の保存修復及び調査研究の分野において、国際協力を推進する極めて重要な専門機関であり、その卓越した機能を活かし、世界各地で積極的な協力活動を実施している。センターは、各教育研究機関と協力しつつ、その豊かな知見、経験及び実績を活用して、我が国の国際貢献をさらに推し進める上で枢要な役割を果たすだけではなく、コンソーシアムと連携して新しい国際協力の体制構築に寄与することが望まれる。このため、国は、センターを国際協力に関する海外諸機関との連携ネットワークの国内における中核として、さらに、アジア諸国が文化遺産国際協力に活発な動きを始めた中で、アジア地域における国際協力の拠点となる組織として、主導的な役割を発揮できるように体制の整備充実を図る。
- ④ なお、国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策であって、教育研究機関に係るものを策定し及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重及び教育研究機関における研究の特性に配慮する。

### (3)コンソーシアムの役割

- ① コンソーシアムは、我が国の文化遺産国際協力の担い手である国、教育研究機関、独立行政法人、特殊法人及び民間団体等の連携・協力体制の構築を図り、特にネットワークを活用した情報の収集・提供及び実施事業の現状分析等を行うことにより、文化遺産国際協力をより効果的に実施していくことが望まれる。
- ② このため、国は、コンソーシアムがその役割を果たせるよう、安定的な運営体制を確保する。
- ③ また、コンソーシアムを構成する関係機関及びそこに所属する研究者等は、それぞれの専門分野を通じて、コンソーシアムへの協力・参加を行うことが求められる。

## 5. 経済協力との連携

我が国が、様々な分野・手法で効果的な文化遺産国際協力を推進するためには、政府開発援助(ODA)との連携強化を図るべきである。このため、経済協力関係機関及びコンソーシアムをはじめとした文化遺産国際協力関係諸機関の間で、対象国の文化遺産に関する情報が適切に共有される必要がある。同時に、経済協力の中で直接又は間接を問わず文化遺産に関わるものについては、開発の観点のみならず、文化遺産保護の観点にも配慮して実施されるよう、関係機関間の連携体制の構築が望まれる。

## 6. 重点対象地域

アジア地域は、我が国と共通するところの多い文化圏を形成し、地理的、歴史的及び文化的にも深い繋がりを有する。こうしたアジア地域の国々の文化遺産の保護に協力することは、日本とこれらの国々との友好関係のさらなる強化につながる。

また、アジア地域の文化遺産は、我が国と文化的・宗教的な関連が深いことから、我が国の文化遺産との関連性を探求しつつ、アジア地域を中心に、文化遺産国際協力を推進することは、我が国の歴史・文化を理解する上でも重要である。

その際、長期的な協力関係が構築できるよう、アジア地域の専門家とのネットワーク形成等の必要な施策を講ずる。

# 第2 文化遺産国際協力の推進に関する基本的施策

## 1. 連携の強化(情報交換と協働関係の構築)

### (1) 国内における関係機関間の連携

文化遺産国際協力を効果的に推進していくためには、協力の規模、性格等に即して、各関係機関の持つ役割や機能を最大限に生かしつつ、密接な連携を図る必要がある。

関係省庁、教育研究機関、文化遺産国際協力に関する独立行政法

人、特殊法人等及び民間団体等が、コンソーシアムを活用しながら、相互に連携の強化を図る。

また、文化遺産国際協力に関する施策の推進に当たっては、必要な措置が適切に講じられるよう、文部科学省、外務省及び関係省庁は、密接な連携を図る。

## (2) 研究分野間の連携

文化遺産の保存修復を推進するには、修復技術や保存科学のような専門分野だけで対応することは困難であり、歴史学、芸術学、考古学、人類学等専門分野の横断的な参加と協力が不可欠である。この観点から、文化遺産国際協力を推進するに当たっては、具体的な事業の規模や性格に応じて、様々な専門分野の参加を促し、これらを統合的に活用していくことが重要である。

我が国が、文化遺産をめぐる国際的かつ多様な要望に適切に応えて行くには、文化遺産を取り巻く様々な学問分野を基礎とする、より総合的な研究領域の整備も視野に含める必要がある。

## (3) 海外との連携

国、教育研究機関、独立行政法人及び特殊法人は、外国の政府若しくは教育研究機関並びに UNESCO(ユネスコ:国際連合教育科学文化機関)、ICCROM(イクロム:文化財保存修復研究国際センター)、ICOMOS(イコモス:国際記念物遺跡会議)、ICOM(イコム:国際博物館会議)等の国際機関等との情報交換その他文化遺産国際協力の円滑な推進を図るために、現地での情報連絡体制を強化する等ネットワークの構築を図るとともに、国内における国際会議の積極的開催等に取り組む。また、国際協力及び国際交流を円滑かつ効果的に進めるための海外拠点の形成を図る。

さらに、我が国の文化遺産国際協力を一層強化し、効果的なものとするため、このような協力を積極的に実施している国と共同チームを編成して、

第三国に対する協力にあたる等の連携協力体制を構築する。

関係機関は、その連携協力体制を、国内の他の機関と共有して、必要に応じて活用できるよう、コンソーシアムを通じて、十分に関係機関相互の連携を図ることが望まれる。

また、既に我が国が締結している文化遺産の保護のための多国間条約等の効果的な運用を図るため、関係各国や国際機関との十分な連携を図る。

## 2. 人材の確保、育成等

### (1) 我が国の文化遺産保護の専門家の確保

国は、各教育研究機関等における文化遺産保護の専門家の育成、確保及び資質の向上に必要な施策を講ずる。

国、教育研究機関及び独立行政法人は、コンソーシアムと連携して、文化遺産国際協力に関する総合的な研究領域を視野に入れつつ、教育研究を充実させていくことが望まれる。

また、国際協力の現場を経験させるインターン(就業体験)制度を充実する等実践的な人材を育成できる教育研究機関等の場を整備し、海外で活躍できる文化財保存修復技術の専門家等の人材を適切に確保する体制の確立を図る。

さらに、教育研究機関は、研究者が国際協力への参加及び国内業務を円滑に両立できるよう、柔軟かつ流動的なシステムの確保を図ることが望まれる。

### (2) 海外の文化遺産保存修復の専門家の育成

近年、途上国においても、他国の専門家に自国の文化財の保存修復を委ねるだけでなく、国づくりの一環として自国の誇りである文化遺産をその国の人々が保護することができるよう、自国の専門家自身による保存修復活動を希求する動きが高まっている。自国のアイデンティティの根源にも関わる文化遺産を自らの手で守ろうとする姿勢は望ましいものであり、このよう

な動きを支援するため、我が国は教育研究機関及び国際協力に関する機関の有する優れた知識、技術及び経験並びに制度を活用して、海外の専門家等の研修受入れ及び現地研修の拡充を図る。

海外の専門家等の育成においては、各教育研究機関において、研修内容について各国の要請や社会的状況に対応し、研修に必要不可欠な教材等の開発を行うとともに、我が国における研修の成果が適切に評価され学位取得につながるよう、海外の専門家が学位を取得しやすい環境を作ることが望まれる。また、我が国の文化遺産保護に対するこのような積極的な姿勢が正しく他国に伝えられるようその発信に努めるとともに、我が国の留学生制度の活用を考慮することが望まれる。

さらに、経済協力の一環で人的資源開発として行われる文化遺産の保護に係る研修も、各国の専門家育成においては重要であるため、これらが文化遺産国際協力の観点からも適切に行われるよう留意する。

我が国は、教育研究機関等においては、海外の教育研究機関等における人材育成カリキュラムの改善等自主的な努力を支援するため、育成した専門家等との連絡体制を維持し、長期的な関係の構築を図ることが望まれる。

このような国内外の人材の育成にあたっては、それぞれの事業の特徴を活かしつつ、総合的な見地から国際協力を推進するため、コンソーシアムの調整機能を活用する。

### **3. 情報の収集、整理及び活用**

国は、文化遺産国際協力が適切かつ有効に実施されるよう、文化遺産国際協力に関する国内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずる。

このため、コンソーシアムを通じて、我が国は文化遺産国際協力に関する情報の集約を図り、文化遺産国際協力に関わる諸機関等に提供し、情報の交換を促進することにより、国際協力の効果的な実施を図る。

また、その際、必要な専門家の適材適所の参画を推進するため、文化

財保存修復に関する各分野や海外の地域情勢に詳しい専門家等の人材情報の集約も検討する。

#### **4. 国民の理解及び関心の増進**

国は、文化遺産国際協力において研究者や技術者が果たす役割の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、広報活動の充実及び教育の振興その他の必要な施策を講ずる。また、教育研究機関は、国民の理解に資するよう、それぞれの活動の成果を積極的に広報することが望まれる。

コンソーシアムは、国及び教育研究機関と協力して、文化遺産の専門家のみならず、幅広い人々を対象にしたシンポジウム等の開催や情報提供等を通じて、積極的に国民の関心と理解の増進を図る。

#### **5. 教育研究機関及び民間団体に対する支援**

国は、海外の文化遺産の保存修復や現地の専門家の人材養成を一層推進するため、専門家の派遣や現地専門家の招聘等の拡充を図りながら、これら文化遺産国際協力活動の担い手である教育研究機関の支援を一層充実する。

また、民間団体が、効果的に文化遺産国際協力活動を行っている教育研究機関の支援を行うことができるよう、国は、文化遺産国際協力に携わる専門家や海外の文化遺産などに関する情報提供その他必要な支援を行う。

これらの活動の支援に当たっては、コンソーシアムを活用し、事業の共同実施、多角的な情報提供等、十分な連携体制を構築し、協力の成果が相互に享受できるよう留意する。

# 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針の概要

## 1. 策定の趣旨

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第6条第1項に基づき、文部科学大臣及び外務大臣が定めるもの。

## 2. 基本の方針のポイント

### 第一 基本的方向

#### 必要性

海外の文化遺産を、我が国がその保護の協力を推進するのは我が国の使命。

#### 基本理念

世界各地の文化の発展への積極的貢献、外国の政府等の自主性の尊重。

#### 国等の役割

・国：施策の策定、必要な財政的その他の措置。

・教育研究機関：人材育成、研究、成果の普及、研究施設の整備充実。

・(独)国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター：

　　アジア地域における国際協力の拠点、体制の整備充実。

・文化遺産国際協力コンソーシアム：国、教育研究機関、独立行政法人、特殊法人、民間  
　　団体等の連携・協力体制の構築。

#### 経済協力との連携

ODAとの連携強化、関係機関間の連携体制の構築。

#### 重点対象地域

地理的、歴史的、文化的及び宗教的に関係の深いアジア地域。

### 第二 基本的施策

#### 連携の強化(情報交換と協働関係の構築)

・国内関係機関：文化遺産国際協力コンソーシアムを活用した国内関係機関

・関係省庁間の連携体制の強化。

・研究分野：専門分野の横断的な参加と協力、より総合的な研究領域の整備。

・海外：ネットワーク構築、国際会議の積極的開催、海外拠点の形成。

#### 人材の確保・育成等

教育研究機関等の場を整備。外国人専門家の受け入れ、現地研修の拡充。

#### 情報の収集、整理及び活用

文化遺産国際協力コンソーシアムを通じた情報交換の促進、人材情報の集約。

#### 国民の理解及び関心の増進

幅広い人々向けのシンポジウム等の開催、広報活動、普及啓発活動の推進等。

#### 教育研究機関及び民間団体に対する支援

文部科学省、外務省等を通じた、教育研究機関、民間団体への支援の充実。

# 海外の文化遺産の保護に係る 国際的な協力の推進に関する法律

(平成十八年法律第九十七号)

## Law on the Promotion of International Cooperation for Protection of Cultural Heritage Abroad (tentative translation) (Act No. 97 of 2006)

### ■ 国際的協調のための施策

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神にのっとり文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

### ■ 国の内外の情報の収集、整理及び活用

第十二条 国は、必要な文化遺産国際協力が適切かつ有効に実施されるよう、文化遺産国際協力に関する国内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

### ■ 意見の反映

第十三条 国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、文化遺産国際協力において保存、修復等に携わる関係者等の意見を国の方針に反映させるための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### ■ 国民の理解及び関心の増進

第十四条 国は、文化遺産国際協力並びに文化遺産国際協力において研究者及び技術者が果たす役割の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、文化遺産国際協力に関する広報活動の充実及び教育の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

institutions, private sector organizations, and others in order to promote international cooperation on cultural heritage.

### ■ Measures for International Cooperation

Article 11 In order that international cooperation on cultural heritage be promoted on the basis of international harmony in the spirit of the various conventions and other agreements related to the protection of cultural heritage, the State shall endeavour to exchange information with governments or related institutions of foreign countries, or international institutions, and take other appropriate measures as necessary.

### ■ Domestic and overseas collection, organization, and utilization of information

Article 12 The government shall collect, organize, and utilize domestic and overseas information related to international cooperation on cultural heritage and to take other necessary measures, in order that international cooperation on cultural heritage may be effectively and appropriately implemented as necessary.

### ■ Reflection of opinions

Article 13 The State shall set up a system and take other measures so that government policy reflects the opinions of those involved in preservation and restoration in the field of international cooperation on cultural heritage, in order to contribute to the appropriate formulation and implementation of policies in relation to the promotion of international cooperation on cultural heritage.

### ■ Increasing understanding and interest among the people

Article 14 The State shall sufficiently publicize international cooperation on cultural heritage, promote education and take other measures as necessary, in order to deepen people's understanding of and interest in the importance of international cooperation on cultural heritage, and the role played by researchers and technicians involved therein.

### Supplemental Provision

This law shall take effect as of the day of its promulgation.

### ■ 目的

第一条 この法律は、海外の文化遺産であって、損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのあるものの保護に係る国際的な協力（以下「文化遺産国際協力」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、文化遺産国際協力の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化遺産国際協力の推進を図り、もって世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

### ■ 基本理念

第二条 文化遺産国際協力は、文化遺産が人類共通の貴重な財産であることにかんがみ、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその保護に取り組むことにより、我が国が国際社会において主導的な役割を果たしつつ世界における多様な文化の発展に積極的に貢献するとともに、日本国民の異なる文化を尊重する心の涵（かん）養と国際相互理解の増進が図られるように行われるものとする。

2. 文化遺産国際協力は、文化の多様性が重要であることに配慮しつつ、文化遺産が存在する外国の政府及び関係機関の自主的な努力を支援することを旨として行われなければならない。
3. 文化遺産国際協力の推進に関する施策は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念に配慮して行われるものとする。

### ■ Purpose

Article 1 The purpose of this law is to endeavor to promote international cooperation on cultural heritage and to contribute to the development of diverse cultures of the world and to the improvement of our international position, through formulating the basic principles and clarifying the responsibilities of the State and others as well as through establishing the basic matters of policy on the promotion of international cooperation on cultural heritage, regarding the promotion of international cooperation on the protection of overseas cultural heritage that has been damaged, deteriorated, disappeared, been destroyed, or is at the risk of such (hereinafter "international cooperation on cultural heritage")

### ■ Basic Principles

- i. Bearing in mind that cultural heritage is the invaluable common property of humanity, international cooperation on cultural properties shall be those activities through which Japan makes an active contribution to the development of the diverse cultures of the world, playing a leading role in international society through the application of its store of knowledge, skills, and experience to safeguarding endeavours, and which at the same time promote increased mutual understanding internationally, while fostering a spirit of respect among the Japanese people for different cultures.
- ii. International cooperation on cultural heritage must be carried out on the principle of supporting the independent efforts of governments or related organizations in the foreign country where the cultural heritage is located, taking into account the importance of cultural diversity.
- iii. Policies related to the promotion of international

cooperation on cultural heritage shall be carried out bearing in mind the basic principles of the Fundamental Law for the Promotion of Arts and Culture (Law No. 148, 2001).

### ■ 国の責務

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、文化遺産国際協力の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### ■ 教育研究機関の責務等

第四条 文化遺産国際協力に係る大学その他の教育研究機関（以下「教育研究機関」という。）は、文化遺産国際協力に必要な人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2. 教育研究機関は、文化遺産国際協力に係る研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な待遇の確保並びに教育研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3. 国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策であって、教育研究機関に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他教育研究機関における研究の特性に配慮しなければならない。

### ■ 財政上の措置等

第五条 政府は、文化遺産国際協力の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### ■ 基本方針

第六条 文部科学大臣及び外務大臣は、文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2. 基本方針は、文化遺産国際協力を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3. 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針を定め、又は変

### ■ Responsibilities of the State

Article 3 The State shall be responsible for the formulation and implementation of measures for the promotion of international cooperation on cultural heritage, following the basic principles in the previous article.

### ■ Responsibilities and other matters of Educational and Research Institutions

Article 4 i. Universities and other educational and research institutions concerned with international cooperation on cultural heritage (hereinafter "educational and research institutions") shall endeavour actively and independently towards the training of the human resources and the pursuit of research necessary for international cooperation on cultural heritage, and making the results of that research widely available.

ii. Educational and research institutions shall endeavour to ensure the appropriate treatment for researchers and technicians, and the provision of well-equipped education and research facilities, so that the work and working environment of researchers and technicians involved in international cooperation on cultural heritage shall appropriately reflect the importance of that work.

iii. In policies related to the promotion of international cooperation on cultural heritage, the State shall take into account respect for the independence of researchers, in addition to special features of research at educational and research institutions, when formulating and implementing matters related to educational and research institutions.

### ■ Financial measures and other matters

Article 5 The government shall endeavour to take financial and other measures as necessary for the implementation of policies related to promotion of international cooperation on cultural heritage.

### ■ Basic Plan

Article 6 i. The Minister of Education, Culture, Science, Sports, and Technology (MEXT), and the Minister of Foreign Affairs, shall establish a Basic Plan concerning the Promotion of International Cooperation on Cultural Heritage (hereinafter "the basic plan") in order to promote international cooperation on cultural heritage.

ii. The basic plan shall establish basic matters for the

更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4. 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

### ■ 連携の強化

第七条 国は、国、文化遺産国際協力に係る独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、教育研究機関、民間団体等が相互に連携を図りながら協力することにより、文化遺産国際協力の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

### ■ 関係行政機関の相互の密接な連携

第八条 文化遺産国際協力の推進に当たっては、文化遺産国際協力の推進に必要な措置が適切に講じられるよう、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

### ■ 教育研究機関及び民間団体に対する支援

第九条 国は、教育研究機関及び民間団体が文化遺産国際協力に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### ■ 人材の確保等

第十条 国は、文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力に係る独立行政法人、教育研究機関、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、文化遺産の保護に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

promotion of policies related to international cooperation on cultural heritage, and other necessary matters.

iii. When establishing or changing the basic plan, the Minister of MEXT and the Minister of Foreign Affairs shall consult with the heads of related administrative institutions.

iv. When the basic plan is established or changed, the Minister of MEXT and the Minister of Foreign Affairs shall publicly announce the fact without delay.

### ■ Strengthening of collaboration

Article 7 Bearing in mind that harmonized international cooperation on cultural heritage can be effectively advanced by promoting collaboration and mutual cooperation among the State, independent administrative institutions (as established under Article 2 Paragraph 1 of the Law for General Rules for Independent Administrative Institutions (1999, Law No. 103); the same applies hereinafter) involved in international cooperation on cultural heritage, educational and research institutions, private organizations, and others, the State shall put in place necessary measures to strengthen ties among these bodies.

### ■ Close mutual collaboration among related administrative institutions

Article 8 In the promotion of international cooperation on cultural heritage, related administrative institutions shall work in close mutual collaboration in order to put in place appropriate measures as necessary for the promotion of international cooperation on cultural heritage.

### ■ Support for Educational and Research Institutions and Private Sector Organizations

Article 9 The State shall provide information and take other necessary measures in order to support activities related to international cooperation on cultural heritage carried out by educational and research institutions and private sector organizations.

### ■ Securing of human resources and other matters

Article 10 The State shall put in place measures as necessary to secure and to train human resources with expertise related to international cooperation on cultural heritage, and to improve their quality, while promoting close mutual collaboration and cooperation with Independent Administrative Institutions involved in international cooperation on cultural heritage, educational and research